

令和8年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会議概要

(令和8年8月20日作成)

1 開催日時：令和8年8月20日（木） 午後1時40分～午後2時20分

2 開催場所：船橋市役所7階 705会議室

3 出席者

(1) 委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、塚越明委員、鈴木康友委員、精松伸廣委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、指導監査課長、介護保険課長、高齢者福祉課長

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（7名）

4 欠席者

結城康博委員、内山弘子委員、吉田友則委員、福祉サービス部長

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事

（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（公開）

（2）令和7年度地域包括支援センター等に関する事業報告について（公開）

①地域包括支援センターの運営に関する事業報告について

②在宅介護支援センター事業報告について

③委託型地域包括支援センター事業報告について

④塚田地域包括支援センターによる活動報告について

（3）地域包括支援センターの整備方針について（公開）

6 傍聴者数 0 名

7 決定事項

(1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（承認事項）

(2) 令和 7 年度地域包括支援センター等に関する事業報告について（報告事項）

①地域包括支援センターの運営に関する事業報告について

②在宅介護支援センター事業報告について

③委託型地域包括支援センター事業報告について

④塚田地域包括支援センターによる活動報告について

(3) 地域包括支援センターの整備方針について（承認事項）

8 その他

なし

～令和 8 年度第 2 回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

それでは、令和８年度第２回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の委員の欠席者でございますが、１号委員の結城康博委員、５号委員の内山弘子委員、１１号委員の吉田友則委員でございます。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第４条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっております。会長、宜しくお願いいたします。

○会長

わかりました。

ただ今より、令和８年度第２回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

それでは議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

議題（１）「介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について」事務局から説明してください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス１をご覧ください。

介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務をおこなっております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認をお願いしているところでございますが、今回も同様に承認をお願いしたい事項となっております。

これまで承認をいただいた２２８事業所に加え、今回、新たに市内４事業所、市外２事業所について、承認をお願いいたします。なお、事業所の詳細については資料のとおりです。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

説明については以上です。会長よろしくお願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものとしたします。

○会長

引き続き、令和7年度地域包括支援センター事業報告について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして議題2、令和7年度地域包括支援センター事業報告について説明いたします。

はい、ではお手元の赤のインデックス2をご覧ください。

令和7年度地域包括支援センターの運営に関する事業報告についてご説明申し上げます。

それでは、1ページ目をご覧ください。

事前に資料を送付させていただいておりますので、変更等主要な点を中心にご説明をさせていただきます。

まず、令和7年度の地域包括支援センター設置数のご報告になります。

令和7年度は直営5か所、委託9か所の計14か所設置しました。

また、令和7年5月1日に法典地域包括支援センター藤原サブセンターを新たに設置しました。

次に、地域包括支援センター運営協議会の実績につきましては、表の方をご覧ください。

これ以降は、地域包括支援センターでおこなった事業報告となります。

2ページをご覧ください。まず、1.介護予防ケアマネジメント事業について説明させていただきます。各地域包括支援センターでは、要支援1、2と認定された方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施しております。

（1）基本チェックリストの実施でございます。令和7年度、新規受付につきましては、実施件数11件となっております。

また、認定期間満了者についても基本チェックリストの受付を行っております。令和7年度は実施件数2件となっております。

3ページ目をご覧ください。（2）介護予防ケアマネジメントです。表はケアプランの作成件数となっております。令和7年度は市全体で22,124件作成しておりまして、委託した件数が13,123件で委託率59.3%という状況です。

（3）の地域リハビリテーション活動支援事業については記載のとおりとなります。

続きまして4ページ目をご覧ください

2. 包括的支援事業についてご説明いたします。

(1) ①総合相談支援事業になります。

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、様々な相談を受付けております。

センターで対応した相談件数ですが、令和7年度、合計87,953件となっております。センター別の相談件数は表のとおりとなっております。

次に②在宅介護支援センター運営事業です。

在宅介護支援センターは、市内に15か所、全て民間事業者への委託により設置しております。地域包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。5ページ目に在宅介護支援センターで対応した相談件数を記載しておりますが、令和7年度は16,524件となっております。

続きまして、6ページ、(2) 権利擁護事業です。

まず、①高齢者虐待防止関係となります。高齢者虐待防止については、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を1回開催しております。

そして、具体的な支援方針等を確認する高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を6回、表のとおり開催しております。

次に7ページ、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業です。

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築や地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う事業となっております。

①介護支援専門員研修事業としましては令和7年度、船橋市介護支援専門員協議会様との共催による介護支援専門員研修会、主任介護支援専門員地区研修会を表のとおり開催しております。

②介護支援専門員支援事業です。地域における個々の介護支援専門員の支援の一環として、各地域包括支援センターにて相談に対応している事業になります。それぞれ相談に内訳がございましたが、全体で令和7年度は1,042件の相談に対応している状況です。

次に8ページ目、(4) 認知症総合支援事業になります。

①認知症初期集中支援チームですが、認知症の早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援をおこないました。平成30年度から、5か所全ての直営地域包括支援センターに担当チームを設置し、継続した事業として、圏域ごとに対応できる支援体制を構築しております。

②認知症地域支援推進員ですが、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携支援や、認知症に関する事業の企画立案等をおこなう認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに兼務で配置しております。

令和7年度は新たに5名の職員が研修を受け、配置をおこないました。

③認知症高齢者徘徊模擬訓練です。地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、地域ケア会議を主体として各地区で実行委員会を組織し、企画運営をしております。

こちらの事業は、令和8年度より「認知症見守り声かけ体験」へ名称を変更しております。

(5) 地域ケア会議推進事業です。

9ページをご覧ください。地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催しております。令和7年度においては18地区において18回の講演会を開催しました。詳細は表をご覧ください。

続いて10ページ、②自立支援ケアマネジメント検討会議についてですが、介護予防ケアプランの自立支援強化を図り、理学療法士、作業療法士等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議を開催し、多職種の視点からケアマネジャーへの助言をおこなっております。本事業につきましては、リハビリテーション専門職・同行訪問事業と連動させて実施しております。開催状況については表のとおりです。

最後に指定介護予防支援事業についてご説明いたします。

こちらの指定介護予防支援事業、総合事業以外のサービスを使う要支援1・2の方のケアプランを作成する事業です。令和7年度は市全体で26,721件作成しておりまして、委託した件数が17,297件で委託率64.7%という状況です。センター別の内訳については、表のとおりとなっております。

以上、令和7年度地域包括支援センターの運営に関する事業報告となります。会長よろしくお願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○島田委員

千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。

4ページの3段目、センター別の内訳の中の、委託包括支援センターの新高根・芝山、高根台と習志野台地域包括支援センターの相談が多いのは、職員の負担になったりだとか今後、サブセンターを作る等、検討はしているのか。また、これと併せて高齢者虐待の件数が新高根・芝山、高根台と習志野台の件数が非常に多いのは、相談件数も多いし高齢者虐待の多くなっているのか、若しくはカウントする段階で基準が少しセンターごとで異なってくるのか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

新高根・芝山、高根台地域包括支援センターと習志野台地域包括支援センターのも含め各セン

ターの相談件数のカウントの仕方を統一することがなかなか難しいところでございます。虐待の件数ですが、カウントの仕方であるかと思いますが、実数でみるとほかのセンターに比べて多い訳ではありません。

○島田委員

2か所だけではなくて、委託を受けている包括支援センターの相談のカウントの仕方だったり、全体で本当に実際、差があってサブセンターの設置等いろんなことをやらなければいけないのか検討する際の指標として今一度、統一するような形でやっていただくのがあるのかなど。実際の相談件数と違うということであれば、実績ですとか相談経過について載せていただくと委員としても意見が言いやすい。ご配慮頂けたらと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ご意見ありがとうございます。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和7年度地域包括支援センターの運営に関する事業報告について、報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、在宅介護支援センター事業報告についてについて説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス3をご覧ください。

令和8年6、7月におこなった在宅介護支援センターの訪問調査について報告いたします。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけられ、令和7年度は市内15か所に開設しております。今年度は8か所の在宅介護支援センターの訪問調査をおこないません。

まず、(1)身近な相談窓口についてです。

在宅介護支援センターへ寄せられる相談件数は、近年増加傾向にあったが令和7年度はやや減少がみられました。

主な相談者としては、本人、家族、民生委員などで、相談内容については、介護保険の申請やサービスの内容にかかわる相談が多くを占めています。各在支においては、地域に積極的に出向いたり、チラシ配布や出張窓口等地域に合わせた工夫をしたりと、身近な相談窓口としての周知にそれぞれ努めています。

また、各在支においては在宅介護支援教室を開催することにより、介護やセルフマネジメント

に関する知識を伝えており、これも在宅介護支援センターの周知につながっています。令和7年度は全体で44回の在宅介護支援教室の開催がありました。

続いて、(2) 地域のネットワーク構築についてです。

地域ケア会議は地域課題の共有・検討や、ネットワークの構築のために開催されており、包括・在支が事務局を担っています。令和7年度の開催数は資料のとおりです。

また、民生委員との連携については、普段から民生委員が必要に応じて在支に相談をおこなったり、在支が地域の高齢者を把握する際に民生委員に情報を求めるなど、高齢者支援において重要な役割を担っています。昨年12月に民生委員の一斉改選により委員の入れ替わりがあったことで、新たな委員との関係性の構築を意識して交流を図っている地区が多くありました。

続いて、(3) 地域包括支援センターの協働機関について。

包括と在支は定期的に会議等の機会をもうけて連絡を密にしており、在支が対応しきれない困難な事例と判断した場合に速やかに包括へ相談したり、普段の対応方法などについても、疑問や不安があった場合にはこまめに相談するなど、どの地区も連携を取り合って業務をおこなうことができます。複雑な問題が絡み合う事例などにおいては特に、複数の者で対応することが望ましいため、引き続き包括と在支それぞれの強みを生かしながら地域の高齢者支援をおこなっていくことが求められています。

在宅介護支援センターは地域を拠点として活動している方々と日頃から顔が見える関係を築くことが必要ですが、高齢化等の影響を受けて、地域での協力者が今後どのような状況となるか懸念があったり、住環境の特性によって支援を必要とする高齢者の状況把握にばらつきがあったりという状況の中で、各在支においてそれぞれの地域特性を意識しながら業務にあたっていると思います。今後も引き続き、地域とのネットワーク構築に努め、地域包括支援センターと役割分担をしながら、身近な相談窓口としての機能を果たしていく必要があります。

説明については以上です。会長よろしく願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたら願います。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、在宅介護支援センター事業報告について報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、委託型地域包括支援センター事業報告についてについて説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス4をご覧ください。

委託型地域包括支援センター事業報告についてご説明申し上げます。

資料の構成ですが、目次（１）から（３）までが評価の概要でございます。（４）以降が各センターの報告書となっています。全体で１００ページほどの資料となっておりますので、要点を絞って説明したいと思います。

１ ページ目、地域包括支援センター訪問調査に基づく行政評価の結果を記載したものでございます。１. 概要として訪問先及び訪問日を記載しています。

次に２番、行政評価の結果をまとめております。行政評価でございますが、大きく２つの要素で構成されております。１つ目が地域包括支援センターの基本的な業務であります基本点、２つ目が成果点となっております。成果点については、当該年度において市として考えている重点的な取り組み、今年度については認知症総合支援業務、そして地域包括支援センターがそれぞれ自主的におこなっている事業、以上２つの事業を合わせたものとなっております。基本点と成果点の総合合計得点、これが、最終的な行政評価の結果となっております。

２ ページ目。各地域包括支援センターの行政評価の推移の記載がございます。令和４年度、令和５年度、令和６年度、そして令和７年度の第３四半期終了及び第４四半期終了の点数を参考資料として記載しております。

最終的な行政評価の結果についてご報告いたします。

新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	合計 254 点
前原地域包括支援センター	合計 256 点
三山・田喜野井地域包括支援センター	合計 253 点
習志野台地域包括支援センター	合計 256 点
塚田地域包括支援センター	合計 258 点
法典地域包括支援センター	合計 255 点
宮本・本町地域包括支援センター	合計 243 点
二和・八木が谷地域包括支援センター	合計 244 点
豊富・坪井地域包括支援センター	合計 255 点

以上が、最終的な評価結果となっております。

５ ページには評価に係る配点等を記載しており、また、６～１２ ページは各センターの項目ごとの評価を記載しておりますので、ご参照ください。

１３ ページ目以降が各センターの事業報告となります。

個々のセンターの詳細につきましては説明を省略いたしますが、各センター講演会や催し物の場等での取り組みにより高齢者だけではなく若い世代も巻き込んでのボランティア参加も見られ包括支援センターの活動が実を結んでいると感じています。

また、複雑化・複合化した課題のあるケースにつきましても居宅介護支援事業所や医療機関等と連携を取れており、地域に根差した拠点として機能していると感じています。

以上、委託型地域包括支援センター事業報告となります。会長よろしくお願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、委託型地域包括支援センター事業報告について報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、塚田地域包括支援センターによる活動報告について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス5をご覧ください。

塚田地域包括支援センターによる活動報告について塚田地域包括支援センター所長よりご説明申し上げます。

○塚田地域包括支援センター所長

皆様、本日はお忙しい中、船橋市地域包括支援センター運営推進協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。私は、医療法人弘仁会が運営しております、船橋市塚田地域包括支援センター所長の山口信人と申します。

【スライド2】

当センターは、東武アーバンパークライン塚田駅から徒歩3分という利便性の高い場所に位置し、地域の高齢者の皆様の身近な相談窓口として活動しております。本日は、令和7年度の事業報告をさせていただきます。

【スライド3】

まず、私たちが担当する地域の現状についてご説明します。令和8年4月現在のデータにはなりますが、塚田地域の人口は49,658人、そのうち高齢者人口は10,028人です。高齢化率は20.2%と船橋市全体の23.8%に比べれば低い数値ですが、特筆すべきはその人口の多さです。

塚田地域は市内24コミュニティの中で最も人口が多く、高齢者数も市内で4番目に多い地区となっています。また、人口指数は令和2年比で106%と、市内でも3番目に高い伸び率を示

しています。これは、畑から住宅地への転換や、大型マンションの建設が進んでいる点がございます。また、今後もイオンモール船橋隣接地での大型マンション建設予定など、引き続き人口および高齢者数が増加する可能性を秘めています地域となります。

【スライド4】

地域の特徴としては、旭町、北本町、行田、行田町、山手、前貝塚町といった圏域において、古くからの住宅と新しい戸建て・マンションが混在しています。北側には農村部が広がり、店舗が少なく買い物困難になりやすい地域がある一方で、南側のイオン周辺には令和3年4月には新しい小学校が開校するなど、非常に多様な顔を持つ地域です。

【スライド5・6】

こうした地域の状況を踏まえ、当センターでは年4回「塚田地区地域ケア会議」を開催しております。この会議には、民生児童委員、社会福祉協議会、連合自治会、生活支援コーディネーター、老人クラブ、歯科医師会、成年後見サポートセンター、そして塚田地域の介護保険事業所が所属する有志の団体である「塚田の会」など、多種多様な関係者に参加いただいています。

会議を通じて抽出された塚田地区の主な地域課題は、以下の3点です。

1. 閉じこもり・孤立化対策
2. 認知症対策の充実
3. 地域資源ネットワークの構築

【スライド7】

これらの課題解決に向けた、令和7年度の具体的な活動報告をいたします。

毎年開催しております地域ケア会議を主体とした講演会では、本年は令和8年2月25日に行田団地集会所にて、塚田駅前にあります、スライドクサリの福太郎の薬剤師を講師に招き、「暮らしの中で役に立つお薬の話」を開催し、定員50名の中、44名が参加されました。昨年度は公民館が改修のため講堂を使用できなかったため、UR行田団地の集会所をお借りしての開催となりました。

【スライド8】

次に、地域住民の啓発活動として、令和7年9月18日にイオンモール船橋にて「地域で見守り声かけ体験」を実施しました。これは従来の認知症高齢者徘徊模擬訓練をより身近なものにしたもので、地域ケア会議の構成員が実行委員となり、定員30名を大きく上回る、52名が参加されました。あわせて開催日の1週間前よりイオンモール1階の通路にてパネル展示もおこない、買い物に訪れる多くの方に認知症への理解を深めていただく機会となりました。

【スライド9】

次に、「塚田まちづくり交流会」（旧：地域ケア会議構成団体と塚田の会交流会）についてです。令和7年6月12日には、映画『オレンジランプ』の上映とグループワークをおこない、89名という多くの方にご参加いただきました。この交流会は、顔の見える地域と多職種連携を目的としており、過去には権利擁護や重層的支援体制などをテーマに交流会を開催してきました。

【スライド 10】

当センターは「塚田の会」の事務局のような立場で介護保険事業所との連携も非常に密におこなっております。「塚田の会」と地域の交流会や勉強会は、令和7年度には計10回開催しました。内容をご覧のとおりで、チームオレンジにつなげるための「認知症ステップアップ講座」や介護保険事業所として必須の「BCP（災害・感染症）対策」、そのほか大変被害額の多い「特殊詐欺防止」など多岐にわたります。

【スライド 11・12・13・14・15・16】

その他の活動として、行田団地ケア推進会議やオレンジカフェとの連携、小学校や地域での認知症サポーター養成講座の開催、チームオレンジ「チーム塚田のオレンジャー」の活動支援など、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに注力しておりまいりました。

また、ホームページなどを活用した普及啓発として、同法人板倉病院の赤川先生による「認知症啓発動画」の作成や、「認知症の人にやさしいお店・事業所」のステッカー普及活動も継続し、令和7年度の重点事業である「認知症総合支援業務」に関わる事業に力を入れてまいりました。

【スライド 17】

最後に、令和8年度に向けた事業計画についてお話しします。今後は、これまで培ってきた医療・介護の連携をさらに強固にするだけでなく、地域住民を含めたより広いネットワーク形成を図ります。専門職と地域住民が協同し、地域の中での「通いの場」の創設へ向けた働きかけを強化し、認知症予防や介護予防を一体的に実施できる体制を整えていく所存です。

【スライド 18】

以上で、船橋市塚田地域包括支援センターの令和7年度事業報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたら願います。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、塚田地域包括支援センターによる活動報告について報告を受けたものとします。

○会長

それでは、引き続き、地域包括支援センターの整備方針について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス6をご覧ください。

地域包括支援センターの整備方針についてご説明申し上げます。

現在、船橋市では令和9年度から3か年を計画期間とする次期介護保険事業計画の策定作業を進めているところでございます。

これまで、地域包括支援センターの設置等をしていくにあたり、まず介護保険事業計画に地域包括支援センターの整備方針を明示し、その後計画期間内において設置するという流れで進めております。

今回も地域包括支援センターの課題について整理するとともに、今後の整備方針の考え方について、ご審議いただきたいと思います。

まず1ページ目の概要について、これまでの整備方針の考え方として①～⑥までのとおり整理されており、現在までに直営型5箇所、委託型9箇所の地域包括支援センターを設置しております。

続きまして2ページ目、(2)船橋市における地域包括支援センターの現状と課題ですが、①②のとおり地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談件数は年々増加傾向にあり、さらに権利擁護、高齢者虐待等の相談件数も年々増加傾向にあることからセンターとして複雑化・複合化した課題に直面するケースが増加しております。

③の立地の問題について、当市では24地区コミュニティをベースにセンターを設置することで地域ケア会議等において地区社会福祉協議会、地区民生委員協議会、地区自治会連合協議会などの地域関係機関と連携を継続できているところでございます。

また、広いエリアや住んでいる場所によって、担当センターまでの距離が遠く、センターへアクセスしづらいことや訪問に時間を要するなどの課題があった地区につきましては、地域包括支援センターと一体的に運営され、センターがおこなう4つの業務を実施する機能を持つセンターの支所的な役割を持つサブセンターを設置いたしました。

以上のことから、3ページに記載のとおり地域包括支援センターの設置については一定の拡充を図ることができたと考えており、整備方針案として、『第9期計画までに整備した地域包括支援センター及びサブセンターの施設整備数を維持する』ことを当協議会及び、介護保険事業計画策定委員会に提案させていただきたいと思います。

説明については以上です。会長よろしくお願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、地域包括支援センターの整備方針についてこれを承認するものいたします。

○会長

議題につきましては以上となります。その他、各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

今回の開催につきましては、1月頃の開催を予定しておりますが、日程の詳細等が固まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれをもちまして、令和8年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。